

令和2年 No.35

- 東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

委員会等の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第21号

東京学芸大学附属図書館規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）
- (2) 東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号）

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和2年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項（平成26年7月2日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 附属図書館の運営に関する重要事項は、<u>学術情報会議</u>において審議する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 附属図書館の運営に関する重要事項は、<u>学術情報委員会</u>において審議する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学リポジトリ規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議委員会)</p> <p>第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、<u>学術情報会議</u>において審議するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、<u>学術情報会議</u>の議を経て附属図書館長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議委員会)</p> <p>第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、<u>学術情報委員会</u>において審議するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、<u>学術情報委員会</u>の議を経て附属図書館長が定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議ケヤキ広場展示作品選定部会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 規程第4条第2号の委員 1名</p> <p>(2) 規程第4条第5号の委員 1名</p> <p>(3) 附属図書館長 1名</p> <p><u>(4) 芸術・スポーツ科学系から選出された者 2名</u></p> <p><u>(5) 学務部長 1名</u></p> <p><u>(6) 第5条第1項の部会長が委嘱した者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第3号から第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 規程第4条第2号の委員 1名</p> <p>(2) 規程第4条第5号の委員 1名</p> <p>(3) 附属図書館長 1名</p> <p><u>(4) 学芸の森環境機構長 1名</u></p> <p><u>(5) 芸術・スポーツ科学系から選出された者 2名</u></p> <p><u>(6) 学務部長 1名</u></p> <p><u>(7) 第5条第1項の部会長が委嘱した者 若干名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第3号から第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>